

地域包括支援センターの事業評価について（令和6年度実施分）

1 概要・目的等

平成 30 年 7 月に国から地域包括支援センターの事業に係る評価指標（市町村用・包括用）が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告することとされた。国通知では、評価結果を踏まえて地域包括支援センターの運営に反映させる等により、サービスの質向上や機能強化につなげていくこととされている。

なお、本評価は国が示す評価指標を基に、市町村と地域包括支援センターが独自に自己評価するものである。

2 調査実施時期（令和 6 年度※）

令和 6 年 6 月 1 9 日～ 6 月 2 8 日

（※ただし、各評価項目は令和 5 年度の実績を基に回答する）

3 評価指標の概要について

- 地域包括支援センターの組織運営体制や総合相談支援業務、権利擁護業務等について、分野ごとに評価指標が設定されている。
- 当該指標は達成できることが望ましいとされる項目であり、最低基準ではない。

【評価分野について】

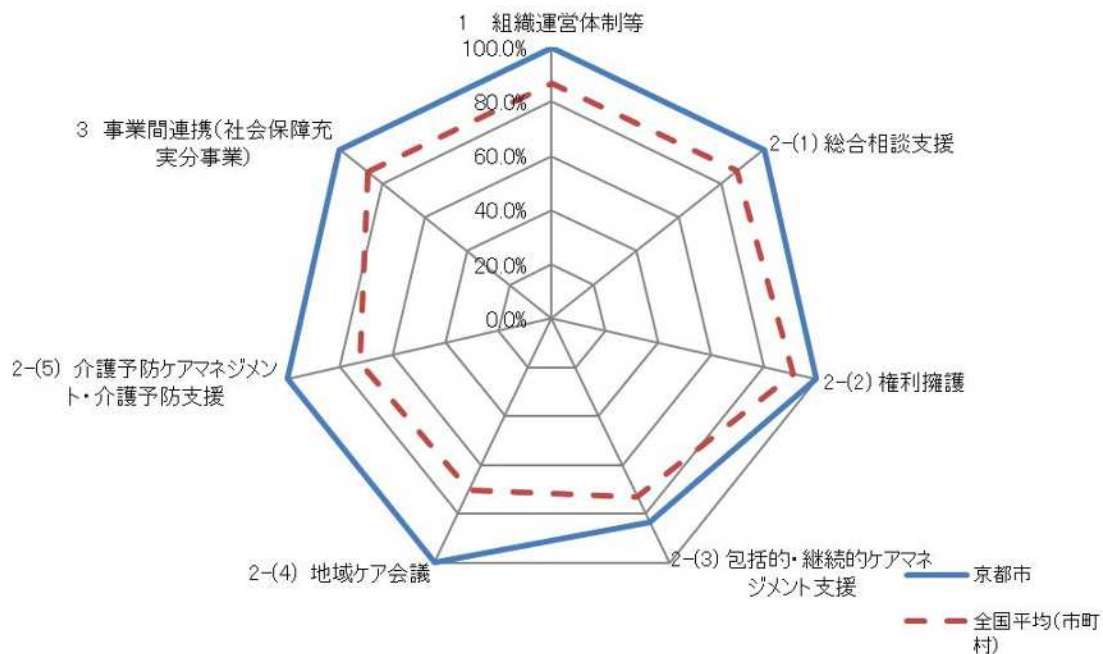
	評価分野	概要
1	組織運営体制等	保健師等 3 職種の配置状況等、地域包括支援センターの組織運営体制を評価するもの。
2	総合相談支援	対応困難な相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制など、総合相談支援を適切に実施するための取組を評価するもの。
3	権利擁護	消費者被害の情報に関する地域の民生委員等への情報提供など、高齢者の権利擁護のための業務を適切に実施するための取組を評価するもの。
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援	医療関係者と介護支援専門員の意見交換の場の設定など、適切なケアマネジメントが行われるための地域における連携・協働の体制づくり等の取組を評価するもの。
5	地域ケア会議	多職種連携による自立支援・重度化防止等に資する観点からの個別事例の検討等を行う地域ケア会議の取組状況を評価するもの。

6	介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	ケアプランへの地域の多様な社会資源が位置づけられているかなど、介護予防ケアマネジメントの実施状況を評価するもの。
7	事業間連携（社会保障充実分事業）	医療関係者と合同の事例検討会への参加など、在宅医療・介護連携推進事業、その他認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業等における連携状況を評価するもの。

4 地域包括支援センター事業評価結果

(1) 京都市の達成状況（全国との比較）

		京都市	全国平均（市町村）
1	1 組織運営体制等	100.0%	86.9%
2	2-(1) 総合相談支援	100.0%	87.5%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	91.1%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	72.7%
5	2-(4) 地域ケア会議	100.0%	70.3%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	72.7%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	86.9%



【京都市の評価】

- ・ 全ての項目で全国平均を上回っており、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」以外の項目については、全ての項目で達成していた。
- ・ 未達成項目や、地域包括支援センターの達成状況（本市の達成状況とセンターの達成状況に乖離のある項目等）を参考に、課題の洗い出しを行い、各区役所・支所や各センターと連携して改善に向けた対応等を検討していく。

○「包括的・継続的ケアマネジメント」に関する未達成事項

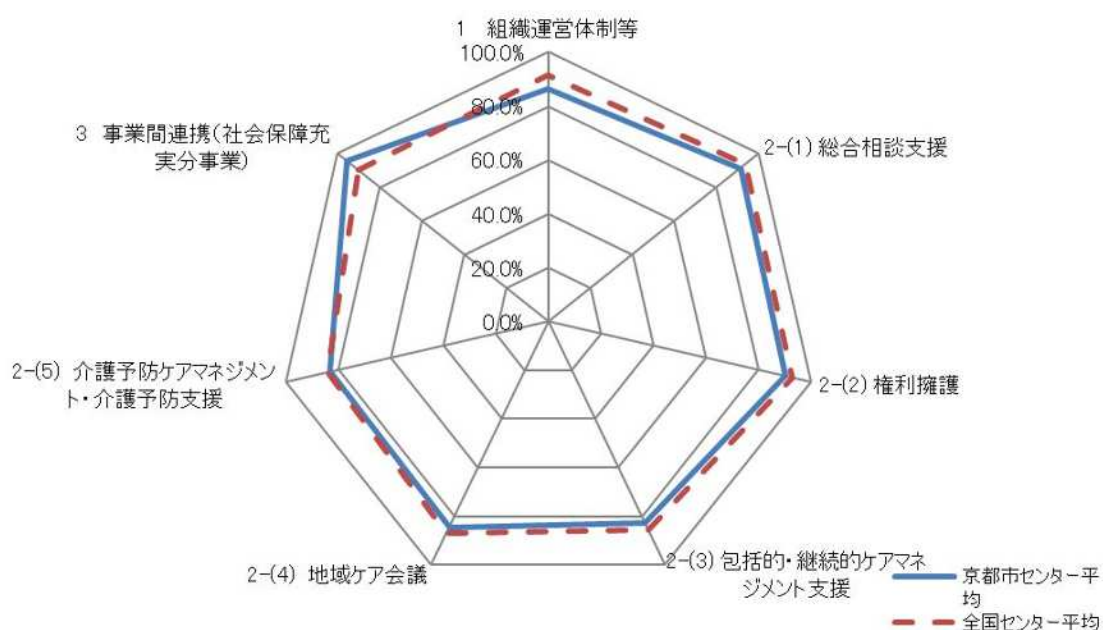
	内容	全国平均
1	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	83.9%

- ・ 「包括的・継続的ケアマネジメント」において、「日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか」の項目が未達成となっている。

国の事業評価の考え方では、居宅介護支援事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を情報提供していることが達成条件となっているところ、本市では、各センターに事業所ごとの介護支援専門員の人数等を情報提供していることに加え、センターでは、日々のやり取りを通じて各事業所の状況を常に把握していることから、主任介護支援専門員、介護支援専門員それぞれの人数等までは提供していなかった。今後、当該情報の提供に向け検討を行う。

(2) 地域包括支援センターの達成状況

		京都市センター平均	全国センター平均
1	1 組織運営体制等	86.5%	91.3%
2	2-(1) 総合相談支援	91.3%	93.4%
3	2-(2) 権利擁護	90.2%	92.8%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	82.8%	85.5%
5	2-(4) 地域ケア会議	84.5%	87.0%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.0%	83.9%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	95.4%	90.2%



【京都市内 61 センターの評価】

- 令和 6 年度実施の調査においては、7 項目中、全国平均を上回ったのは 1 項目であった。全国平均を下回る項目が多かったものの、全体的には、全国平均とおおむね同水準の数値となっている。
- 在宅医療・介護連携推進事業や認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業との連携といった事業間連携が高い数値となっており、本市センターの強みとなっている。
- 一方で、本市では、介護予防に関しては、地域の拠点として地域介護予防推進センターを設置し取組を実施するなど、保険者により実施状況等が異なるため、一概に全国平均と比較することは困難である。また、センターにおいては、限られた人員体制の中で、日々優先順位をつけながら業務に取り組んでいる状況である。よって、数字が高い項目のみが優れた活動と捉えられるのではなく、引き続き、全体のバランスを踏まえながら、改善点を検討していく必要がある。

○ 京都市内61センター平均が全国平均を上回る主な項目について

	内容	京都市センター平均 (R6)※1	全国平均 (R6)※1	京都市センター平均 (R5)※2
●「1 組織運営体制等」				
1	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	85.2%	75.6%	86.9%

※1 令和5年度の実績をもとに回答（以降同じ）

※2 令和4年度の実績をもとに回答（以降同じ）

- ・ 「市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。」の項目が全国平均を大きく上回った。本市では、毎年度策定している地域包括支援センター運営方針の中に研修計画を盛り込み各センターに周知することで、高い数値となっていると考えられる。

○ 京都市内61センター平均が全国平均を下回る主な項目について

	内容	京都市センター平均 (R6)	全国平均 (R6)	京都市センター平均 (R5)
●「1 組織運営体制等」				
1	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	52.5%	74.2%	54.1%
2	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	57.4%	77.2%	55.7%
3	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	65.6%	77.7%	70.5%
●「2-（1）総合相談支援」				
1	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	83.6%	95.8%	88.5%
●「2-（2）権利擁護」				
1	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	70.5%	88.0%	73.8%
●「2-（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援」				
1	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	70.5%	80.5%	72.1%

● 「２－（４）地域ケア会議				
1	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	73.8%	84.2%	83.6%
● 「２－（５）介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援				
1	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	68.9%	83.2%	73.8%

- ・ 「１ 組織運営体制等」における「夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。」等の項目が全国平均を下回った。各センターでは、平日以外も窓口（連絡先）を設置し、利用者の緊急時に対応できるよう体制を確保している一方で、広く周知すると緊急時に対応が必要な方へ必要な対応ができなくなるおそれもあるため、周知の在り方や必要性について、引き続き検討する必要がある。

また、個人情報の持出・開示時における管理簿への記載と確認について全国平均と比べて低い数値となっている。各センターとも、個人情報の取扱いに関する規程を策定し、同規程に基づき個人情報について厳密に取り扱っているところであるが、引き続き、研修の機会等を通じ、センターに個人情報の管理の徹底を求めていく必要がある。

- ・ 「２－（１）総合相談支援」及び「２－（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援」において、相談事例の分類に関して全国平均と比較して低い数値となっている。市において分類方法を定め、センターに周知し、適切に対応いただいていることから、センターの自己評価が低い理由について分析し、対応を行っていく必要がある。
- ・ 「２－（２）権利擁護」において、成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準の項目が、全国平均と比べて低い数値となっている。個別性の高い判断が求められるものの、一定の判断基準は市ホームページで周知していることから、研修の機会等を通じ、よりセンターに浸透するよう引き続き周知していく必要がある。
- ・ 「２－（４）地域ケア会議」において、自立支援・重度化防止等に向けた多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施の項目が、全国平均と比べて低い数値となっている。各センターにおいて、多職種が参画しての地域ケア会議を開催し、連携を深めているところではあるが、より一層自立支援・重度化防止等の視点を持った対応を検討していく必要がある。
- ・ 「２－（５）介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援」において、市町村から示された基本方針の周知の項目が、全国平均と比べて低い数値となっている。市が示した基本方針がセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知されるようセンターに働きかけて

いく必要がある。

○ 京都市内61センター平均が、前年度の数値と比較して改善した主な項目について

	内容	京都市センター平均 (R6)	全国平均 (R6)	京都市センター平均 (R5)
● 「2－(1) 総合相談支援」				
1	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	95.1%	94.3%	83.6%

- ・ 「2－(1) 総合相談支援」における「家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。」について、前年度から大きく数値が改善している。センターにおいて相談内容の記録等に残しているものの、判断基準が明確でなく、回答にばらつきがあったことから、評価の際の留意事項を示したことにより、数値が改善したものと考えられる。

○ 京都市内61センター平均が、前年度の数値と比較して下回った主な項目について

なし